

伊方原発の運転差止訴訟 第6次原告募集

伊方原発の運転差止訴訟は、四国電力株式会社を被告として松山地裁に提訴した民事訴訟です。2011年12月8日の第1次訴訟から12年目になります。第5次までに原告は1419名に達しました。「一日も早く裁判で原発をとめたい」と奮闘してきましたが、仮処分申立も間にはさみ、想定以上に長い期間を要しました。

本年4月、3名の裁判官全員が交代したことを機会に、私たちは、この3名の裁判体において伊方原発の運転差止判決を得ようとしています。運転差止判決を得るには、裁判官に原発の危険性を充分認識してもらい、「原発をとめなければ」との判断に至ってもらうことが必要です。

そのため、一つには、法廷内で四国電力の言い分を完全に打ち破ることが不可欠であり、これは「伊方原発をとめる弁護団」の奮闘によって達成しうると確信しています。もう一つは、住民の願い、国民世論の強力な後押しがはっきりと見えることです。

こうした点を考慮し、私たちは第6次訴訟を決意し原告募集を行うこととしました。新たな原告が加わることで、運転差止を求める住民・国民の声の強さ・大きさを裁判官に伝えたいのです。

すでに原告になってくださっている方は、ぜひ友人・知人に応募をお勧めくださるよう切にお願い申し上げます。応募要領は下記のとおりです。全国どこからでも参加できます。

どうか、第6次訴訟の成功のため、お力をお貸しくださるよう重ねてお願い申し上げます。

1 応募に必要なもの

- 「委任状」および「承諾書」（「伊方原発をとめる会」ホームページからダウンロードできます）
住民票に記された住所を正確に記載し記名捺印のこと。「委任状」については、右上の大きな○枠の中に、「捨て印」をお願いします。認印で大丈夫です（シャチハタ印は不可）。
- 訴訟費用 1万円
（全額弁護団に渡します。多くは裁判の証紙代に費やし、残額は弁護団の交通費等に当てます。弁護費用は無償で貢献いただいております。）

2 応募の目標及び締め切りなど

- 目標 50名の新規原告（国籍や年齢不問、未成年の場合は親権者の同意が必要）
- 締め切り 2022年9月30日（金）必着
（応募者に特段の活動参加を義務化することはありません。了解なく原告氏名を私たちが公表することはありません。なお、すでに伊方原発運転差止の他の裁判で原告となっている方は、今回の原告にはなれません。）

3 郵送先と振込先

- 「委任状」と「承諾書」の送付先＝伊方原発をとめる会
- 訴訟費用の振込先（入金者名を漢字で確認できるので、郵便振替が助かります）
口座名はいずれも「伊方原発をとめる会」
 - * 郵便振替 口座番号 01610-9-108485
 - * ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 16190 番号 17866721
 - * ゆうちょ銀行 六一八支店 普通預金 1786672 [ゆうちょ銀行以外からの振込]
 - * 伊予銀行 本店営業部 普通預金 4679997

伊方原発をとめる会 〒791-8015 松山市中央2丁目23-1、平岡ビル201号
TEL 089-948-9990 FAX 089-948-9991
HP = <http://www.ikata-tomeru.jp> E-mail = ikata-tomeru@nifty.com